

福岡女子大学附属図書館の公開に関する要綱

平成5年7月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡女子大学附属図書館(以下「図書館」という。)に所蔵する図書(図書館規則第3条に定める図書。)を、図書館規則第2条第4項に基づき、県民等に公開することについて必要な事項を定めるものとする。

(利用資格及び目的)

第2条 次の各号に該当する者は、図書館を利用することができる。

- (1) 図書館が所蔵する資料を利用した学術研究、調査又は学習を目的とする者。なお利用は、館内閲覧及び文献複写とする。
- (2) 福岡女子大学附属図書館規則を遵守し、係員の指示に従って館内の規律を守れる者。

(公開日)

第3条 図書館は、次の各号を除き公開する。

- (1) 図書館規則第4条に定める定期休館日
- (2) その他館長が必要と認める期間

(利用時間)

第4条 図書館規則第5条に定める開館時間内とする。ただし、館長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(利用の申し込み)

第5条 図書館を利用し、閲覧を希望する者は、福岡女子大学附属図書館利用申込書(一般)(以下「申込書」という。)を提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の申込書により、利用目的その他が適当と認めるときは、申込者に図書館利用カードを交付する。
- 3 図書館利用カードの有効期間は、作成日からその年度末までとする。

(その他)

第6条 この要綱について必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。